

# 各種相談案内

※状況により中止になる場合があります。  
※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日 8月8日～9月7日

| 相談名                      | 日時  | 場所                      | 問合せ   |
|--------------------------|---|-------------------------|---|
| 税務相談（予約制）                | 8月13日（火） 10：00～12：00、<br>13：00～15：00              | 市役所相談室<br>1-C（税務課前）     | 税務課市民税担当（☎594-5518）<br>※前日までに申し込みください                           |
| 福祉総合相談                   | 毎週月～金曜日 8：30～17：15                                | 共生福祉課地域共生担当（☎594-5517）  |   |
| 行政相談（国や県等への<br>要望や苦情の相談） | 8月28日（水） 10：00～12：00                              | 市役所<br>市民課相談室           | 市民課市民相談担当<br>（☎594-5529）  |
| 市民相談                     | 毎週月～金曜日 9：00～16：00                                |                         | 市民課市民相談担当<br>（☎594-5529）<br>※実施日の3日前までに<br>申し込みください             |
| 不動産相談（予約制）               | 8月9日（金） 13：30～16：20                               |                         |   |
| 法律相談（予約制）                | 弁護士 毎週水曜日 13：30～16：20<br>司法書士 第1・3金曜日 13：30～16：20 |                         |   |
| 消費生活相談・<br>多重債務相談        | 毎週月～金曜日<br>10：00～12：00、13：00～16：00                | 消費生活センター（☎511-8800）     |   |
| 人権相談                     | 8月27日（火）13：30～15：30<br>（受付は15：00まで）               | 文化センター                  | 人権推進課（☎594-5506）  |
| 女性相談（予約制）                | 8月19日（月）・28日（水）、9月4日（水）<br>10：00～16：00（1人50分）     | 市役所相談室                  |   |
| 子どもの権利相談                 | 毎週月～金曜日 10：30～18：00<br>（17：15以降の面談は要予約）           | 市役所相談室                  | 人権推進課（☎590-5011、<br>0120-0874-56 ※子ども専用）                        |
| 教育相談                     | 毎週月～金曜日 8：30～16：30                                | 教育センター（☎591-2176）       |   |
| ことばの相談<br>（未就学児対象）       | 毎週月～金曜日 9：00～16：00                                | 児童発達支援センター（☎592-8876）   |   |
| 子どもの相談<br>（育児、しつけ等）      |   | 子育て支援課児童相談担当（☎511-7702） |   |
| 緑のなんでも相談                 | 9月2日（月） 10：00～15：00                               | 総合公園（☎592-4050）         |   |
| 心配ごと相談（予約制）              | 8月21日（水）、9月4日（水）<br>9：30～11：30                    | 総合福祉センター                | 社会福祉協議会（☎593-2961）<br>※前日までに<br>申し込みください                        |
| 結婚相談（予約制）                | 8月17日（土）、9月3日（火）<br>13：30～15：30                   |                         | 社会福祉協議会（☎593-2961）  |
| ボランティア相談                 | 9月7日（土） 10：00～12：00                               | 内職相談室（☎591-8551）        |   |
| 内職相談                     | 毎週火・金曜日 13：00～16：00                               | 勤労福祉センター                | 産業観光課商工労政・観光担当<br>（☎594-5530）<br>住宅増改築相談の当日の<br>問合せは（☎591-1111） |
| 職業相談・雇用相談<br>（予約制）       | 毎週水・木曜日<br>10：00～12：00、13：00～16：00                | 勤労福祉センター内<br>北本市無料職業紹介所 |   |
| 住宅増改築（新築）・<br>リフォーム相談    | 8月10日（土） 9：00～12：00                               | 市役所相談室                  |   |

（広告）

## 補聴器のご相談は ☎048-577-4080

### 認定補聴器専門店

## 相談室ライカへ

北本市本町6-33-1北栄ビル102  
営業時間午前9時～午後5時（月曜定休）

認定補聴器技能者  
柴田 治のお店

当店  
北本市本町6-33-1

他店で購入した補聴器も修理点検・再調整を行っています 取り扱いメーカー Phonak WIDEX GN Oticon Signia

# 北本あんぜん情報 第131号

開くらし安全課交通・防犯担当（☎594-5522）

防犯情報等を配信中  
北本メールをご利用ください



## SNS 型投資詐欺に注意！

SNS 型投資詐欺とは、インターネット上に著名人の名前・写真を悪用した嘘の投資広告を出す等、SNS に誘導し、投資に関するメッセージを重ねて被害者を信用させ、最終的に「投資金」や「手数料」等の名目で、金銭を振り込ませる詐欺です。



### SNS 型投資詐欺の特徴

- ・令和5年下半期から被害が急増している
  - ・1件当たりの平均被害額は約1,300万円
  - ・男女ともに50代・60代の被害者が多い
- ※令和6年1月～3月末の SNS 型投資詐欺認知状況から

### 気を付けるべきポイント

- ・投資先が実在しているか
- ・投資を勧めている人は、なりすましではないか
- ・「暗号資産」「投資アプリ」等は実在するか
- ・振込先の口座に不審な点はないか

少しでも怪しい点がある場合は、信頼できる人や警察に相談しましょう。



SNS 型投資詐欺の詳細はこちら▶

## 悪質な屋根修理業者に注意！

埼玉県内では、悪質な屋根修理業者が自宅を訪問して「屋根瓦がずれている」「無料で屋根を点検します」「今すぐ修理が必要」等と高額な工事を勧誘する悪質商法が多発しています。騙されないために下記のような対応を心がけましょう。

- ・話を鵜呑みにしない
- ・その場で契約せず、信頼できる人に相談する
- ・他の業者にも点検や見積もりを依頼する



## 室外機やアルミ製門扉が狙われている！

市内において、自治会集会所などに設置された室外機の盗難被害が複数確認されております。

また、北本市および近隣市の一戸建て住宅において、アルミ製の門扉の盗難被害が複数確認されております。不審者や不審な車両を見かけた際は、警察に通報しましょう。

### 防犯対策

- ・防犯カメラやセンサーライト等の防犯機器を設置する
- ・盗難防止用ネジ等の防犯グッズを使用する

# 暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ vol.176

「友人からアプリの利用を勧められて登録したら、途中で別の画面が表示され、広告とは気づかずアカウント登録としてクレジットカード情報を入力した。当初登録しようとしていたアプリとは違う海外サイトから登録完了メールが届き、誤って海外サイトに登録したことに気づいた。メールには、申込みから5日間は無料、それ以降は解約手続きしないと月額7500円の料金が発生するサブスクリプション契約と書かれていた。連絡先も書かれていないので、解約手続きできない」との相談がAさんから寄せられました。

Aさんの場合は、登録完了メールが届き、誤って海外サイトに登録したことに気づくことができたが、クレジットカードに請求が来てから、別のサイトに登録したと気づいたとの相談もありました。会員登録するタイミングで「スタート」などと広告が表示されるので、別の事業者の広告とは気づかないままクレジットカード情報の入力画面に誘導されています。事業者名やサブスクリプション契約である旨が登録画面に記載されている場合もありますが、文字が小さく、下方にスクロールしないとわからない場合もあります。

■ 広告とは気づかず：海外サイトのサブスクリプション契約に注意！

サブスクリプション契約の場合、登録してしまうと利用していかなくても請求は続きます。事業者の連絡先は登録確認メールに記載されているのが一般的です。メールが届いていない場合は、迷惑メールに振り分けられていることもあるので、よく確認してください。事業者への英文での解約文書については、国民生活センター越境消費者センター（CCC）がホームページで公開していますので、参考にしてください。お困りの時は北本市消費生活センターに相談してください。

### 相談窓口

- 北本市消費生活センター（北本市役所市民課内 ☎511-8800）  
毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
10：00～12：00、13：00～16：00  
※土・日曜日、祝日は局番なしの ☎188へ（年末年始を除く）
- 埼玉県消費生活支援センター（☎048-261-0999）  
毎週月～土曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～16：00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」（☎03-5614-0189）  
毎週土・日曜日 10：00～12：00、13：00～16：00